備考　［略］				

［2　略］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の四月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所（指定地域内にあるものを除く。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所（同表二の項第一欄に掲げる調査事業所にあっては、指定地域内にあるものに限る。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布又は送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布又は送付を受けなければならない。

［6　略］

（事務の委託）

第十条の二　［略］

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］			
第十条第一項の表二の項第二欄	［略］	［略］	［略］
第十条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］	［略］
第十条第一項の表二の項第五欄	［略］	［略］	［略］
第十二条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］	［略］
［略］			

備考　［同上］				

［2　同上］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

［6　同上］

（事務の委託）

第十条の二　［同上］

2　［同上］

［同上］			
第十条第一項の表一の項第二欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十条第一項の表一の項第五欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十二条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］			

七　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。） イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。